

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則	1
公 告	
○平成29年度後期技能検定試験の実施（雇用労働政策課）	3

規 則

高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年9月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第70号

高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則（平成12年高知県規則第41号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

1 特級

検定職種	金額
鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造	17,900円

2 一級、二級、三級（在校生を除く。）、基礎一級、基礎二級及び単一等級

検定職種	金額	
	35歳未満の者	その他の者
園芸装飾、造園、さく井、金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、ロープ加工、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、時計修理、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、機械木工、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、製版、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、陶磁器製造、石材施工、パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、畳製作、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、化学分析、金属材料試験、貴金属装身具製作、印章彫刻、表装、塗装、路面標示施工、塗料調色、広告美術仕上げ、義肢・装具製作、舞台機構調整、工業包装、写真、産業洗浄、商品装飾展示及びフラワー装飾	8,900円	17,900円

機械検査及び婦人子供服製造	5,900円	14,900円
和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図	4,100円	13,100円

3 三級（在校生に限る。）

検定職種	金額	
	35歳未満の者	その他の者
園芸装飾、造園、さく井、鋳造、鍛造、金属熱処理、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、時計修理、内燃機関組立て、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、化学分析、表装、塗装、広告美術仕上げ、舞台機構調整、工業包装、写真、商品装飾展示及びフラワー装飾	2,900円	11,900円
機械検査及び婦人子供服製造	2,900円	9,900円
和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図	2,900円	8,700円

備考 1 この表において「在校生」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に定める公共職業能力開発施設の訓練生又は職業能力開発総合高等学校の訓練生
- (2) 職業能力開発促進法に定める認定職業訓練のための施設の訓練生（就職している者を除く。）
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第50条の高等学校又は同法第63条の中等教育学校の後期課程の在校生
- (4) 学校教育法第83条の大学の在校生
- (5) 学校教育法第115条の高等専門学校の在校生
- (6) 学校教育法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校の在校生
- (7) (1)から(6)までに掲げる者のほか、知事が認める者

2 1の在校生には、それぞれの学校の夜間部の在校生を含むものとする。

3 1の(1)及び(2)に掲げる訓練生には、職業能力開発促進法に定める短期課程の普通職

業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者を含めないものとする。

- 4 この表において「35歳未満の者」とは技能検定における二級又は三級の実技試験を受検する者で、当該試験の実施日が属する年度の4月1日において35歳に達していないもの（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）をいい、「その他の者」とは35歳未満の者以外の者をいう。

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

公 告

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、平成29年度後期技能検定試験の実施について次のとおり公告する。

平成29年9月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 実施する等級、検定職種等

実施する等級並びに等級に応じ実施する検定職種及び作業は、次のとおりとし、実技試験及び学科試験によって行う。

(1) 特級職種

鋳造、金属熱処理、機械加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造及びパン製造

(2) 一級及び二級職種

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、工場板金（機械板金作業又は数値制御タレットパンチプレス板金作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業又は集積回路組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業又はプリント配線板製造作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、時計修理（時計修理作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、強化プラスチック成形（エポキシ樹脂積層防食作業又はビニルエステル樹脂積層防食作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業又は和菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業又は鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニルシート防水工事作業又は改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業又は機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、金属材料試験（機械試験作業又は組織試験作業）及び塗装（鋼橋塗装作業）

(3) 三級職種

造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業又はシーケンス制御作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業又はプリント配線板製造作業）、時計修理（時計修理作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション手書き作業又はテクニカルイラストレーションCAD作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業又は機械製図CAD作業）及び電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

(4) 単一等級職種

電子回路接続（電子回路接続作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）及びバルコニー施工（金属製バルコニー工事作業）

2 実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成29年12月4日（月）から平成30年2月18日（日）までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日

イ 実施場所

別途高知県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 手数料

検定職種ごとに次のとおりとする。
(ア) 特級、一級、二級、三級（高等学校に在学する者その他の知事が別に定める者を除く。）及び単一等級職種

検定職種	実技試験の試験科目	手数料
鋳造	(特級職種)	17,900円
金属熱処理		
機械加工		
工場板金		
めっき		

仕上げ		
機械検査		
電子機器組立て		
電気機器組立て		
半導体製品製造		
自動販売機調整		
油圧装置調整		
建設機械整備		
婦人子供服製造		
パン製造		
造園	造園工事作業	17,900円 (35歳未満の者 にあっては、 8,900円)
さく井	ロータリー式さく井工 事作業	
機械加工	普通旋盤作業	
工場板金	機械板金作業	
	数値制御タレットパンチ プレス板金作業	
電子回路接続	電子回路接続作業	
電子機器組立て	電子機器組立て作業	
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作 業	
	シーケンス制御作業	
半導体製品製造	集積回路チップ製造作業	
	集積回路組立て作業	

プリント配線板製造	プリント配線板設計作業	鉄筋施工	鉄筋施工図作成作業	ストレーション	ション手書き作業	4,100円)
	プリント配線板製造作業		鉄筋組立て作業		テクニカルイラストレーションCAD作業	
自動販売機調整	自動販売機調整作業	コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業	機械・プラント製図	機械製図手書き作業	機械製図CAD作業
時計修理	時計修理作業	防水施工	アスファルト防水工事作業	電気製図	配電盤・制御盤製図作業	
内燃機関組立て	量産形内燃機関組立て作業		合成ゴム系シート防水工事作業	備考 この表において「35歳未満の者」とは技能検定における二級又は三級の実技試験を受検する者で、当該試験の実施日が属する年度の4月1日において35歳に達していないもの（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）をいう。 (イ) 三級職種（高等学校に在学する者その他の知事が別に定める者に限る。)		
油圧装置調整	油圧装置調整作業		塩化ビニル系シート防水工事作業			
農業機械整備	農業機械整備作業		改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業			
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業	樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事作業	検定職種	実技試験の試験科目	手数料
帆布製品製造	帆布製品製造作業	カーテンウォール施工	金属製カーテンウォール工事作業	造園	造園工事作業	11,900円 (35歳未満の者 にあっては、 2,900円)
家具製作	家具手加工作業	バルコニー施工	金属製バルコニー工事作業	機械加工	普通旋盤作業	
プラスチック成形	射出成形作業	ガラス施工	ガラス工事作業	電子機器組立て	電子機器組立て作業	
強化プラスチック成形	エポキシ樹脂積層防食作業	金属材料試験	機械試験作業	電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作業	シーケンス制御作業
	ビニルエステル樹脂積層防食作業	組織試験作業	塗装		鋼橋塗装作業	
パン製造	パン製造作業	塗装	鋼橋塗装作業	プリント配線板製造	プリント配線板設計作業	プリント配線板製造作業
菓子製造	洋菓子製造作業	機械検査	機械検査作業	時計修理	時計修理作業	
	和菓子製造作業	和裁	和服製作作業	内燃機関組立て	量産形内燃機関組立て作業	
建築大工	大工工事作業			冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業	
かわらぶき	かわらぶき作業	テクニカルイラストレーション	テクニカルイラストレーション	家具製作	家具手加工作業	
配管	建築配管作業					
型枠施工	型枠工事作業					

プラスチック成形	射出成形作業	
建築大工	大工工事作業	
配管	建築配管作業	
型枠施工	型枠工事作業	
鉄筋施工	鉄筋組立て作業	
機械検査	機械検査作業	9,900円 (35歳未満の者 にあつては、 2,900円)
和裁	和服製作作業	8,700円 (35歳未満の者 にあつては、 2,900円)
テクニカルイラストレーション	テクニカルイラストレーション手書き作業	
	テクニカルイラストレーションCAD作業	
機械・プラント製図	機械製図手書き作業	
	機械製図CAD作業	
電気製図	配電盤・制御盤製図作業	

備考 この表において「35歳未満の者」とは、実技試験の実施日が属する年度の4月1日において35歳に達していない者（出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）をいう。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ平成29年11月27日（月）に高知県職業能力開発協会に掲示して公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

検定職種ごとに次のとおりとする。

(ア) 特級職種

検定職種	実施期日
------	------

鋳造 金属熱処理 機械加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調整 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 パン製造	平成30年1月28日（日）
--	---------------

(イ) 一級、二級及び単一等級職種

検定職種	実施期日
機械検査 電気機器組立て 配管 型枠施工 ガラス施工 金属材料試験	平成30年1月21日（日）
さく井 工場板金 自動販売機調整 時計修理 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 和裁 強化プラスチック成形 パン製造 防水施工 カーテンウォール施工 機械・プラント製図 パルコニー施工	平成30年1月28日
半導体製品製造 プリント配線板製造	平成30年2月4日（日）

帆布製品製造 菓子製造 建築大工 かわらぶき 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 電気製図 塗装 電子回路接続 樹脂接着剤注入施工	
--	--

(ウ) 三級職種

検定職種	実施期日
電気機器組立て 内燃機関組立て 配管 型枠施工	平成30年1月21日
造園 時計修理 冷凍空気調和機器施工 和裁 家具製作 機械・プラント製図	平成30年1月28日
機械加工 機械検査 電子機器組立て プリント配線板製造 プラスチック成形 建築大工 鉄筋施工 テクニカルイラストレーション 電気製図	平成30年2月4日

イ 実施場所

別途高知県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 手数料

3,100円

3 受検の申請手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（知事が別に定めるものとする。）

<p>イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し</p> <p>ウ 本人確認書類の写し</p> <p>(2) 書類の提出先 高知市布師田3992-4（高知県立地域職業訓練センター内） 高知県職業能力開発協会 なお、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。</p> <p>(3) 書類の受付期間 平成29年10月2日（月）から同月13日（金）まで（郵送による場合は、平成29年10月13日付けの消印のあるものまで受け付ける。）</p> <p>(4) 技能検定受検申請書の交付 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）の用紙及び受検案内は、高知県職業能力開発協会で作成する。 なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書すること。</p> <p>(5) 手数料の納付方法等 手数料は、申請書に添えて納付すること。 なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。 受検の申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、返還しない。</p> <p>4 合格者の発表等 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、高知県職業能力開発協会が書面で通知し、技能検定に合格した者の受検番号は、平成30年3月16日（金）に高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、高知県立高知高等技術学校のホームページ（http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151304/）に掲載する。</p> <p>5 技能検定合格証書等の交付 特級、一級又は単一等級の技能検定に合格した者には厚生労働大臣から、二級又は三級の技能検定に合格した者には高知県知事から、それぞれ合格証書が交付される。 また、技能検定に合格した者には、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。</p> <p>6 その他 この技能検定について不明な点は、高知県立高知高等技術学校（電話番号088-847-6601）又は高知県職業能力開発協会（電話番号088-846-2300）に問い合わせること。</p>	
--	--